

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないとの説明</p> <p>令和4年8月4日より揖斐土木事務所管内で降り続いている集中豪雨（以下、「今回の豪雨」とする。）は、各公共土木施設に甚大な被害を与えており、道路、河川及び砂防施設等の公共土木施設は国土の保全機能を有するほか地域住民が安全安心な生活を営む上で、必要不可欠な施設である。</p> <p>しかしながら、今回の豪雨災害によりこれら施設に重大な被害を受けたことから、緊急に被災施設の機能回復を行わなければ住民生活への影響はもどより、地域の社会経済上多大な損害を与えることになる。</p> <p>よって、競争入札等に付しては時期を失すことから、1社との随意契約を行い応急工事を発注し、被災箇所の機能回復を図りたい。</p> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <p>揖斐土木事務所では、災害により緊急時に、早急な土木施設の復旧に協力してもらうべく、「一般社団法人揖斐建設業協会」（以下「協会」とする）と「災害応援協力に関する協定」（以下「協定」とする）を結んでいる。</p> <p>今回の豪雨においても、協定に基づき協会に救援を要請したところ、対処可能な協会員の推薦を受けた。</p> <p>推薦された業者の能力や技術力を勘案し、加藤建設（株）と随意契約したい。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。